



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 事業活動継続支援資金



○ どんな資金？

自然災害等への備え（防災・減災対策等）に取り組む中小企業者を支援する資金です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

1 耐震診断を行おうとするもの

2 補強設計（耐震改修をするために必要な設計）を行おうとするもの

3 耐震改修を行おうとするもの

4 建替えを行おうとするもの

5 国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に基づいて、自然災害やサイバー攻撃、感染症の流行等に対する事前対策（防災・減災等）を行おうとするもの

- ・ 融資対象者1～4については、県内に有する事業用建築物等に限ります。
- ・ 融資対象者2～4については、いずれも耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物であり、当該耐震診断の結果を「既存建築物耐震診断改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録されている耐震判定委員会（以下、「耐震判定委員会」という。）が証するものに限ります。
- ・ 融資対象者3については、地震に対して安全な構造となる事業用建築物の耐震改修計画（補強設計）であり、当該計画が国土交通大臣の定める基準に適合していることを耐震判定委員会が証するものに限ります。

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

融資対象者5の場合 年0.53%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

	融資対象者1～4の場合	融資対象者5の場合
融資限度額	運転資金・設備資金 2億8,000万円	運転資金・設備資金 8,000万円
利率 ※金融情勢により変動することがあります。	1年以内 年1.85% / 1年超3年以内 年2.05% / 3年超5年以内 年2.15% 5年超7年以内 年2.35% / 7年超10年以内 年2.45% / 10年超 変動金利	
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証料率を県が負担しています。	年0%（県が全額負担）	年0.63% ・ 鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.53%
融資期間	運転資金 15年以内（うち据置24月以内） 設備資金 20年以内（うち据置36月以内）	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 15年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	
	事業活動継続支援資金（耐震改修関連）融資対象該当届出書	事業継続力強化計画認定通知書の写し又は連携事業継続力強化計画認定通知書の写し

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

